広報もりや
おしらせ版
http://www.city.moriya.ibaraki.jp/
Public Information MORIYA
2007 4/25

2007・第49回

こどもの読書週間『いっしょに、読もうか』

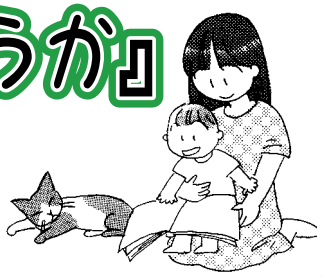

●会場・問合先　中央図書館

4月23日～5月12日は「こどもの読書週間」です。この期間中、中央図書館では子どもの読書活動を推進するため、下記の行事を開催しますので、ぜひご来館ください。

小学生向けイベント ハローライブラリー！

小学校3～5年生を主な対象としていますが、それ以外の方でもお楽しみいただけます。ご家族、友達同士でぜひご来場ください。

▶**日時**　5月6日（日）午後2時～3時
※午後1時30分開場
▶**会場**　3階視聴覚室
▶**内容**　パネルシアター、音と映像で楽しむCDコンサート、人形を使ったお話など

おはなし会 お話まつぼっくり

▶**日時**　5月12日（土）午前11時～11時30分
▶**会場**　1階おはなしのへや
▶**内容**　絵本の読み聞かせ、お話、パネルシアターなど

おすすめ児童書コーナー

こどもの読書週間の期間中、おすすめの絵本・児童書の特集コーナーを1階児童フロアに設置します。子どもはもちろん、この機会に大人の方もぜひご覧ください。

講演会「わたしの描く子どもたち」（大人向け）

▶**日時**　5月12日（土）午後2時～3時30分
※午後1時30分開場
▶**会場**　3階視聴覚室
▶**定員**　60名　※当日先着順
▶**共催**　図書館と歩む会
◆**講師紹介**：長谷川知子（はせがわともこ）氏（画家・絵本作家）
北海道北見市生まれ。武蔵野美術短期大学デザイン科卒業。日本児童出版美術家連盟会員。「ひつじぐものむこうに」で、サンケイ児童出版文化賞受賞。きたみ観光大使。
【主な作品】▶**絵本**　「りんごの花」「くらやみのかみさま」「かあさんとじてんしゃにのって」「ばばちゃんやさいがいっぱいだ」「メンコ大王ぼくのもの」「とりちゃん」「だんごどっこいしょ」「おばさんはいつ空をとぶの」「教室はまちがうところだ」「ゆうくんだいすき」▶**さし絵**　「兎の眼」「1ねん1くみ」シリーズ（アニメ化されDVDにもなっている）など多数
※2階休憩コーナーに長谷川知子さんの作品を展示していますので、ぜひご覧ください

★ゴールデンウィーク期間の休館日★
【休館日】
4月27日(金)・30日(月)・5月7日(月)
※5月3日は木曜日ですが、祝日のため午前10時から午後6時まで開館します

精神障害者福祉サービス

自立支援医療（精神通院）制度

▼有効期限　1年

▼自己負担額　医療費の1割。ただし、「世帯」の課税状況に応じて、1か月当たりの負担額に上限を設定

※「世帯」とは、戸籍上の家族ではなく、個々に加入している医療保険（国保・社保など）が単位。ただし、同じ医療保険に加入していても、障害者と同じ世帯に属する配偶者以外の人で、税制と医療保険いずれにおいても障害者を扶養していない場合は、別世帯とみなす

▼申請手続に必要なもの

【新規・継続認定】

自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書／診断書（自立支援医療・精神通院医療費公費負担用）／「世帯」の課税状況が確認できるもの（課税証明書など）／健康保険証（世帯全員分）

※新規時は、県が認定した日から有効

※継続は、有効期限の3か月前から申請可

【保険証の種類・氏名・住所・電話番号・手帳番号の変更】

自立支援医療受給者等記載事項変更届（精神通院）／自立支援医療受給者証（精神通院）／その他、変更したことが確認できるもの

【自己負担額・指定医療機関の変更】

自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書／自立支援医療受給者証（精神通院）／自己負担額変更の場合は、「世帯」の課税状況が確認できるもの（課税証明書など）

【都道府県間の住所変更（県外で受給していた人が転入する場合）】

自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書／他都道府県で発行した自立支援医療受給者証（精神通院）／自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院）／「世帯」の課税状況が確認できるもの（課税証明書など）／その他、変更したことが確認できるもの

◎申請書類は…？

自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書、自立支援医療受給者証等記載事項変更届、診断書（自立支援医療・精神通院医療費公費負担用）は、市役所社会福祉課にあります。

精神障害者保健福祉手帳

▼等級　1～3級

※1～2級は、障害者基礎年金の1～2級と同程度

※等級は、茨城県精神保健福祉センターで審査・決定

▼有効期限　2年

▼優遇措置　所得税・市民税の税法上の障害者控除適用、公共施設の入場料減免など

▼申請手続に必要なもの

【医師の診断書を提出する場合】

障害者手帳交付申請書／精神障害者保健福祉手帳用の診断書（初診日から6か月を経過した日以降のもの）

※新規時は、県が認定した日から有効

※継続は、有効期限の3か月前から申請可

【精神障害を理由に障害年金を受けている場合】

障害者手帳交付申請書／年金証書の写し／直近の年金振込通知書及び年金支払通知書の写し／照会同意書

【氏名・住所の変更】

障害者手帳記載事項変更届／障害者手帳／その他、変更したことが確認できるもの（保険証など）

【都道府県間の住所変更（県外で交付を受けていた人が転入する場合）】

障害者手帳交付申請書／他都道府県で発行した障害者手帳／障害者手帳記載事項変更届／その他、変更したことが確認できるもの

※転入後、30日以内に申請が必要

●各種相談窓口

▼市役所社会福祉課　内線163

障害者自立支援法による福祉サービス（ホームヘルプサービスなど）の利用

▼保健センター　☎48－6000

精神保健福祉士による相談や心の健康相談、デイケアの実施

▼竜ヶ崎保健所
☎0297－62－2161

医師や保健師の精神保健福祉に関する医療相談、デイケアの実施

▼精神保健福祉センター
☎029－243－2870

精神保健福祉に関する知識の普及・啓発、精神保健相談や診療の実施

▼障害者なんでもそうだん室
☎029－244－9588

福祉や就労などの相談、弁護士・専門家などの協力を得て財産管理に関する相談

■お知らせ■

4月10日発行広報もりや23頁でお知らせした「重度障害者（児）住宅リフォーム助成」について、限度額が80万円から60万円に変更になりましたのでお知らせします。

年金制度が変わります！
…4月からの主な改正点…

●問合先
土浦社会保険事務所
☎ 029-824-7169

1 70歳以上でお勤めの方に係る老齢厚生年金の給付調整

70歳以上の方も、厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額又は一部の額が支給停止となります。ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象となりません。

【手続】厚生年金の適用事業所の事業主が、70歳以上の従業員に係る雇用、退職又は賃金等に関する届書を社会保険事務所へ提出（本人による手続は不要）

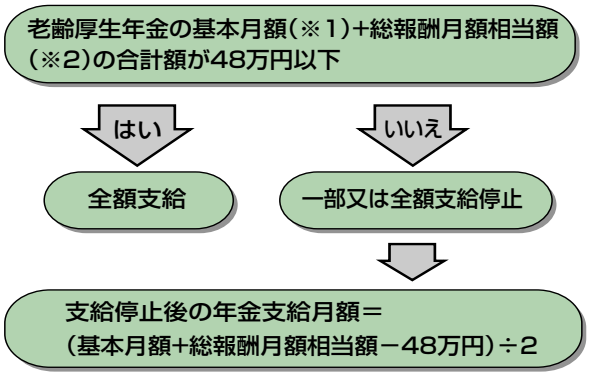

※1　加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分の）月額
※2　その月の標準報酬月額相当額＋その月以前1年間の標準賞与額相当額（その月以前1年間のボーナス）÷12

2 65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ

65歳から老齢厚生年金を受けることができる方が、65歳からは受け取らずに、66歳以降に支給繰下げの申出をした場合は、そのときから増額されます。

なお、老齢基礎年金については、従来から繰下げ支給の制度があります。

【手続】所定の請求書を社会保険事務所へ提出

3 遺族厚生年金制度の見直し

●65歳以上の遺族厚生年金支給方法の見直し

遺族厚生年金と老齢厚生年金等の受給権がある65歳以上の方で…

●老齢厚生年金等：本人分は全額支給
●遺族厚生年金：本人の老齢厚生年金等に相当する額が支給停止され、その差額のみ支給

※平成19年4月1日以前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、既に65歳以上（昭和17年4月1日以前生まれ）の方は、この新しい仕組みの対象となりません

【手続】所定の請求書を社会保険事務所へ提出

●若齢期の妻の遺族厚生年金制度の見直し

夫の死亡時に30歳未満で、子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります（子を養育しなくなったときに妻が30歳未満の場合には、その時点から5年間）。

妻に対する遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算（年間594,200円）は、夫死亡時に40歳以上である妻に、65歳に到達するまでの間支給されます（従来は、夫死亡時35歳以上である妻に対して40歳から支給）。

※平成19年4月1日以前に既に受給権が発生した場合、この新しい仕組みの対象となりません

4 離婚時の厚生年金の分割制度

平成19年4月1日以降に離婚した場合、その婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき、分割することができる制度です。分割を受けた方は、本人の支給開始年齢から、分割後の厚生年金の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。

ただし、老齢厚生年金を受給するためには、本人の年金加入期間（分割を受けた期間を除く）が、原則25年以上必要です。

【手続】年金分割の請求書に戸籍謄本や分割割合を定めた必要書類を添付し、社会保険事務所へ提出

●当事者の合意又は裁判手続により、分割割合（50%上限）を定める必要があります
●年金分割は、原則として離婚した日の翌日から、2年以内に請求する必要があります

5 申出による年金の支給停止

本人が申出をしたときは、その翌日から年金の支給が停止となります。また、いつでも将来に向かって年金の受取りを再開することができます。

6 保険料額の改定

平成19年度の保険料は、月額14,100円です（月額240円引上げ）。

地球環境を考えよう

地球の温暖化、増え続けるごみなど、さまざまな環境問題が地球規模で広がっています。
これらの問題を解決し、美しい地球を残していくためには、私たち一人ひとりが毎日の生活の中で、省エネや省資源化など環境にやさしい取組みを実践することが大切です。

身近なことから取り組もう 環境出前講座

この講座は、市職員が講師として伺い、環境問題について理解と関心を深めていただき、快適な生活が送れるよう行うものです。
学校・公民館・地域など、ご要望があれば伺います。お気軽にお申し込みください。

▼対象
市内在住・在勤又は在学する概ね10名以上の団体・グループ
※10名以下の場合は要相談。小中学生の場合は、少人数でも可

▼日時
平日午前9時～午後5時の1時間程度
※希望日が平日午後5時以降、又は土・日曜日及び祝日の場合は要相談

▼会場
市内に限る
※会場の確保・準備は、申込者で用意

▼申込方法
希望日の20日前までに、代表者の氏名・住所・電話番号・グループ名・希望講座名・参加人数・希望日時・会場を、電話・FAX・メールのいずれかで伝え、申し込む
※職員派遣調整後、申込者へ決定を連絡

▼その他
講師派遣に要する費用は無料／苦情や要望を聞く場ではありませんのでご理解ください

▼申込先
市役所生活環境課
内線143
✉ kankyou@city.moriya.ibaraki.jp

◆環境出前講座一覧◆

講座名	内容	対象
家庭から地球温暖化防止を考えよう	地球温暖化と私たちの生活、ライフスタイルの見直し	中学生以上
家庭でできる省エネを考えよう	環境家計簿の紹介や二酸化炭素排出量の削減方法	小学4年生以上
市のごみ減量と取組み	市のごみ問題の現状と取組み	
きれいな水を守るには	家庭でできるきれいな水を守る行動	

※上記以外の環境に関する内容については、相談に応じます

雨水貯留槽設置補助金交付制度

雨樋から集めた雨水をろ過・沈殿処理した後、蛇口のある雨水貯留槽へ貯めておき、飲み水以外の生活用水として利用するシステムを設置した方に対して、補助金を交付する制度です。

▼補助額（上限額3万円）
貯留槽本体価格の2分の1

▼対象者
市内在住で、対象条件を満たす雨水貯留槽を設置する方

▼対象条件
- ろ過装置又は沈殿槽がある
- 槽の許容量以上の雨水があった場合の対策がある
- 雨樋と貯留槽が直接接続されている
- フィルターで落ち葉やごみが除去できる（取り外して清掃できる）
- 土砂、土埃、落ち葉が入り込まない工夫がある
- 貯留槽の容積が100ℓ以上である

雨水貯留槽

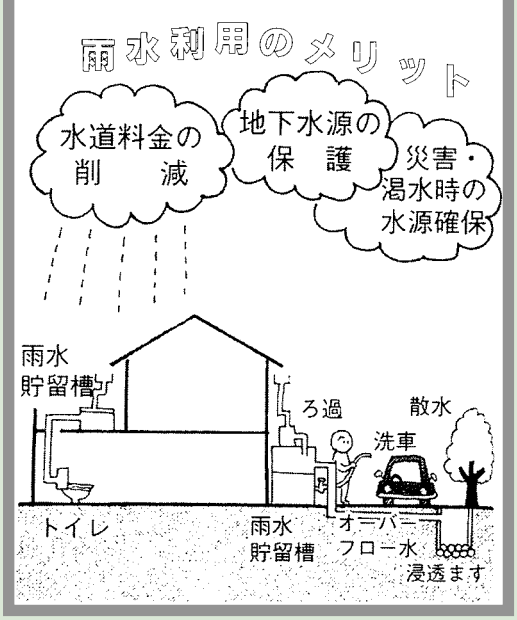

ださい の助成制度

ギー・資源の活用を利用した雨水貯テムを設置した家る費用の補助金を

は平成19年度で

チャレンジコーナー

環境家計簿をつけてみよう

地球温暖化については毎日、テレビや新聞などで取り上げられ、解決すべき問題の一つとなっています。

会社や工場だけでなく、家庭生活でも電気・水道・ガスを使ったり、自動車に乗ったりすることで、温室効果ガスであるCO_2（二酸化炭素）が発生しています。

環境家計簿をつけると、暮らしの中から出る毎月のCO_2量が分かります。CO_2の排出量を減らす省エネルギー行動を実践すれば、地球温暖化の防止とともに、家計の節約もできます。

家計にも環境にもやさしい暮らしづくりに役立ててください。

ご応募ください 環境家計簿募集！

市内在住の方で、環境家計簿を1～8月のうち3か月分以上記入できた方は、ぜひご応募ください。

先着50名の方に、粗品を差し上げます。

▼応募方法

応募用紙（市役所生活環境課、各公民館、中央図書館、文化会館、仲町行政サービスセンターに用意。市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、3か月分以上の「環境家計簿」を添えて、持参又は郵送・FAXで8月31日（金）までに応募する

※当日消印有効

▼応募先

〒302－0198
守谷市大柏950－1
市役所生活環境課「環境家計簿係」

環境家計簿

平成19年月分	使用量	CO_2排出係数	CO_2の排出量（使用量×CO_2排出係数）	請求・支払金額
電気	kwh	× 0.37 =	kg	円
ガス	㎥	都市ガス×2.0 LPガス×6.0 =	kg	円
水道	㎥	× 0.58 =	kg	円
ガソリン	ℓ	× 2.3 =	kg	円
灯油	ℓ	× 2.5 =	kg	円
軽油	ℓ	× 2.6 =	kg	円
発生したCO_2の合計			kg	円

住宅用太陽光発電システム

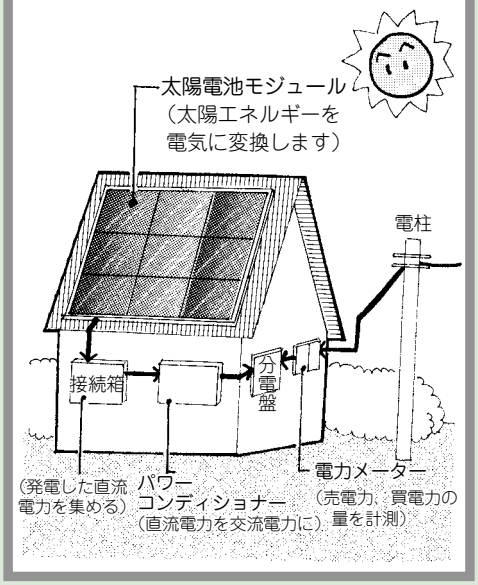

住宅用太陽光発電システム設置補助金交付制度

太陽光発電システムとは、太陽の光エネルギーを電気に変える発電システムです。

屋根の上にパネルを設置して太陽の光を集め、家庭にある電化製品などのエネルギーに活用するというものです。さらに、自然エネルギーを利用することで、地球温暖化抑制にも役立ちます。

しかし、設置にかかる費用はまだまだ割高です。このため市では、自然エネルギーの利用を促進するため、システムを設置した方に対して補助金を交付します。

▼補助額（上限額10万円）

太陽電池モジュール最大出力1kw当たり2万円

▼対象者

市内在住で自宅に設置を完了した方、又は市内に建築されたシステム付きの住宅を購入した方

ご利用く 省エネ等設備

市では、自然エネルを促進するため、雨水留槽や太陽光発電シス庭に対し、設置にかか交付しています。

※なお、これらの制度終了する予定です

情報ひろば

- くらし・環境・交通
- 届出・証明・税・年金
- 子ども
- 高齢者
- 教室・講座・イベント
- 情報・参加・交流
- 仕　事

お知らせ

軽自動車税の減免申請

身体に障害のある方（身体障害者手帳などの交付を受けている方）及び天災などの特別な事情がある場合、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。

▼必要書類　軽自動車税納税通知書（5月17日発送予定）／身体障害者手帳（身体に障害のある方）／自動車車検証／運転免許証（車を運転する方）／印鑑

▼申請方法　申請書（申請先に用意）に必要事項を記入し、必要書類を添えて、5月24日（木）までに窓口で申請する※任意継続（別途通知済み）の方は、今回の申請は必要ありません。日曜日の窓口開庁では受付できません

▼申請・問合先　市役所税務課市民税G　内線206

自動車税の納税について

自動車税は、4月1日現在の所有者（登録名義人）に課税されます。納税通知書が届きましたら、5月31日（木）までに納めてください。今年からコンビニでも納税できます（市町村窓口では納税できなくなりましたのでご注意ください）。

なお、身体障害者等の方は、納期限までの申請で減免される場合があります。詳細はお問い合わせください。

▼問合先　稲敷県税事務所☎029―892―6112

国保　高額療養費と出産育児一時金の支給方法が一部変わります

4月から、高額療養費と出産育児一時金に関する制度が一部変わります。希望する方は、お問い合わせの上、申請手続を行ってください。

▼問合先　市役所国保年金課保険年金G　内線102～104

入院時の現物給付

70歳未満の国保被保険者の方について、入院時の窓口負担が軽減される「限度額適用認定証」の交付申請を受け付けます。

入院時に、この認定証を医療機関へ提示すると、窓口での負担が世帯の所得状況に応じた一定額（自己負担限度額）までで済むようになり、今まで後から高額療養費として支給されていた部分については、市から直接医療機関に支払うことになります。

申請手続など詳細については、国保年金課までお問い合わせください。

【注意】

- 国民健康保険税に滞納があると、この制度を利用することができない場合があります
- 同じ月に、外来や複数の医療機関への支払いがある場合、対象となる限度額を超えた分については、今までどおり後から支給になります
- 世帯に所得の申告をしていない方がいると、申請受付時に限度額の判定ができないため、認定証の交付までに時間がかかる場合があります
- 世帯の状況（構成員・所得・納付状況など）が変わることにより、認定証の返還を求める場合があります。その際は、速やかに返還手続をしてください

出産育児一時金受領委任払い

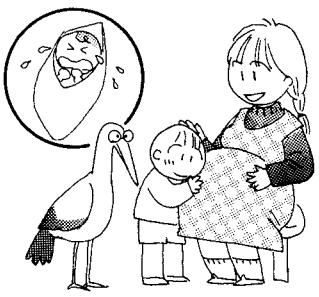

市の国民健康保険では、加入者の方が出産（死産等含む）したとき、その出産に要する費用を、直接医療機関に出産一時金（35万円）として支払うことができます。

▼対象

- 出産予定日まで1か月以内である方
- 妊娠4か月以上の早産・流産等の出産費用として医療機関から請求を受けた方

※既に出産育児一時金の請求手続を行っている方や、出産費の貸付手続を行っている方、国保税の未納がある方は、適用を受けることができませんのでご注意ください

乳がん検診のお知らせ

●会場・申込・問合先　保健センター

■乳がん検診

検診名	対象年齢 H20.3.31 現在	検診予約時間
超音波検診 ※視触診併用	30～40・42・44・46・48・50・52・54・56歳	①13：00～13：15 ②13：45～14：00
マンモグラフィー検診 ※視触診併用	41・43・45・47・49・51・53・55歳	13：00～13：15
マンモグラフィー単独検診	57・59・61・63・65歳	14：00～14：15

▶**検診日**　6月18日（月）～22日（金）
▶**定員**　1日30名　※申込多数の場合抽選
▶**検診料金**
- 超音波検診（視触診併用）1,600円
- マンモグラフィー検診（視触診併用）1,600円
- マンモグラフィー単独検診　800円

▶**申込方法**　5月7日（月）～18日（金）に、氏名・年齢・検診名・検診希望日を電話又は窓口で連絡する（土・日曜日を除く）

農業のパートナーシップ経営を目指して
家族経営協定調印式

市内の5家族による「家族経営協定調印式」が、3月20日に市役所で行われました。

意欲とやりがいの持てる農業経営、男女共同参画社会パートナーシップ経営実現を目指し、経営方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境作りなどについて整備するのが、「農業経営協定」です。

▶**問合先**
市役所経済課農業振興G　内線262

みんなのやさしさを大きな力へ　～赤十字～

5月は赤十字運動月間です。期間中、町内会・自治会の方が活動資金に対する協力のお願いや社員加入依頼に、皆さんの家庭を訪問しますので、ご協力をお願いします（未加入の方は、市役所社会福祉課窓口でお受けします）。

社員とは、赤十字社の目的や事業を理解し、毎年500円以上の社資（会費）を納めてくださる方を言います。各世帯の皆さんにご協力をお願いしますが、強制ではありません。社員に加入せず500円未満をご協力いただく場合は、「寄付金」としてお受けします。

社資や寄付金は、国内外を問わず「人道」を基本理念としたさまざまな活動の展開を図る活動基盤の資源です（石川県能登半島沖地震では、救援活動・医療救護活動を実施）。

●平成18年度社資報告

下記金額を、日本赤十字社茨城県支部へ全額送納しました。ご協力ありがとうございました。

▼**平成18年度社資**
580万7588円
※内訳＝一般社資・寄付金522万9588円／特別社資　57万8000円

▼**問合先**　市役所社会福祉課社会福祉G　内線161

野焼きは禁止です！

廃棄物の野外焼却、いわゆる「野焼き」は、法律で一部例外を除き禁止となっています。また、焼却炉を使用する場合でも、構造基準（助熱装置、送風機、温度測定装置など）を満たしたものでないと使用できません。

●例外として認められる廃棄物の焼却

①国又は地方公共団体が、施設管理を行うために必要な焼却（河川敷・道路側の草焼き等）②災害予防や応急対策、又は復旧のために必要な焼却（火災予防訓練等）③風俗習慣又は宗教上の行事で必要な焼却（どんど焼き等）④農業・林業・漁業を営む上でやむを得ない焼却（稲わら・枯草の焼却等）⑤たき火その他日常生活の上で通常行われる焼却で軽微なもの（キャンプファイヤー等）

ごみを燃やしたときに発生する煙には、有害なダイオキシン類が含まれている恐れがあるだけでなく、臭いが洗濯物についてしまったりして、近隣住民に迷惑がかかってしまいます。より良い生活環境を作るため、「野焼き」はやめましょう。

▼**問合先**　市役所生活環境課　内線143・144

歩道舗装工事

交通規制等でご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

▼**工期** 5月31日（木）まで 午前9時～午後5時

▼**請負業者** （有）みどり園造園土木

▼**問合先** 市役所建設課道路建設G 内線254

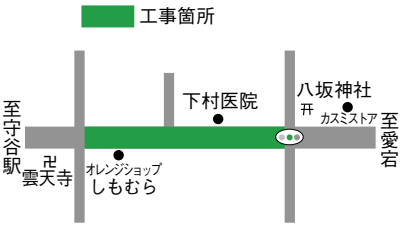

都市計画決定しました

4月12日に次のとおり都市計画決定しましたので、お知らせします。

▼**薬師台二丁目10番**

・第一種低層住居専用地域（建ぺい率50％・容積率100％）

・薬師台ひかる野地区計画

▼**けやき台三丁目1番**

・第一種低層住居専用地域（建ぺい率40％・容積率80％）

・けやき台3―1地区計画

▼**けやき台四丁目5番**

・第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60％・容積率200％）

▼**みずき野三丁目9番**

・みずき野地区地区計画

▼**問合先** 市役所都市計画課まちづくりG 内線245

求人セット型訓練制度

この制度は、再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示を受ける方の就職を支援する、公共職業訓練のひとつです。

事業所が求職者を訓練生として受け入れ、職場実習を中心とした教育訓練を実施します。期間は原則3か月。この間の訓練生への給料などの支払いは不要です。

事業所は求人者の適性が見極められ、必要な人材採用につなげられます。訓練生も業務内容や職場の雰囲気を把握でき、能力・知識の習得ができます。

▼**問合先** 雇用・能力開発機構茨城センター ☎029―221―1294

狂犬病の集合予防注射

生後91日以上の犬を飼っている方は、狂犬病予防法に基づき、その犬に生涯1回の「登録」と、毎年1回の「狂犬病予防注射」を受けさせる必要があります。狂犬病の発生や流行を予防するため、必ず注射を受けさせてください。

市では、左表のとおり狂犬病の集合予防注射を実施します（動物病院では随時実施）。

▼**持参品** 登録・注射料金／市役所から郵送されたはがき（平成7年度以降登録した方のみ）※動物病院で受けた方は、獣医師が発行する証明書を生活環境課へ持参し手続する

▼**問合先** 市役所生活環境課生活環境G 内線143・144

集合予防注射日程

期　日	時　間	会　場
5月15日（火）	9：00～9：20	大木農村集落センター
	9：40～10：10	西板戸井田園都市センター
	10：30～11：20	農協大井沢支店
	13：00～15：00	文化会館正面入口前
5月16日（水）	9：00～9：40	坂町公民館
	10：00～10：30	同地公民館
	10：50～11：20	愛宕公民館
	13：00～15：00	郷州公民館
5月17日（木）	9：00～9：30	乙子農村集落センター
	9：50～10：30	元農協高野支所
	10：50～11：20	向崎農村集落センター
	13：00～15：00	市役所車庫前
5月20日（日）	9：00～10：00	中央公民館
	10：30～11：20	北守谷公民館
	13：00～15：00	市役所車庫前

登録・注射料金

H7.4.1以降に登録した犬	3,300円
まだ登録をしていない犬（新規登録）	5,300円

開催

大人の歯みがき教室（前期）

日本人の8割がかかっていると言われる歯周病予防のため、正しいブラッシングを覚えましょう。ぜひご参加ください。

▼**日程** 5月15日（火）～18日（金）・24日（木）、6月1日（金）・4日（月）・7日（木）▼**実施時間** ①午前9時10分～9時50分②午前10時～10時40分③午前10時50分～11時30分※1人40分間の個別指導▼**対象** 市内在住の40歳以上の方で、総義歯を使用していない方24名▼**内容** 歯科衛生士によるブラッシング指導（染出し剤で、ブラッシングの癖を知り、顕微鏡で口の中の状況を見る）／個別相談▼**費用** 無料▼**持参品** 普段使用している歯ブラシ、手鏡（やや大きめ）、タオル、コップ▼**申込方法** 5月1日（火）以降に、電話又は窓口で申し込む▼**会場・申込・問合先** 保健センター

第5回元気わくわくスポーツ大会

この大会は、高齢者に適したスポーツを通じて健康の保持増進を図るとともに、地域間の交流を深め、明るく活力ある長寿社会の推進に寄与することを目的として開催します。

また、茨城県健康福祉祭わくわくスポーツ大会の予選を兼ねており、成績上位者には、県南B地区大会に参加していただきます。ぜひご参加ください。

▼**期日**　5月31日（木）▼**会場**　常総運動公園▼**参加資格**　市内在住の60歳以上の方▼**種目**　ゲートボール（1チーム6名以内選手5名・補欠1名）／ペタンク（1チーム4名以内選手3名・補欠1名）／輪投げ（1チーム5名以内選手4名・補欠1名）／グラウンドゴルフ（個人種目）▼**その他**　ゲートボール及びグラウンドゴルフの用具（スティック・クラブ・ボール・マーク等）は各自用意。ゲートボールについてはゼッケンも各自用意▼**申込方法**　申込書（申込先に用意）に必要事項を記入し、5月11日（金）までに窓口で申し込む※グラウンドゴルフ以外の種目はチームで申し込む▼**申込・問合先**　市役所介護福祉課高齢福祉G　内線172・173

外国人のためのボランティア日本語講座

市国際交流協会では、外国人の皆さんのためのボランティア日本語講座を開催します。

授業は少人数制で行われ、お茶の時間を交えながら、楽しく学んでいきます。お近くに日本語を勉強したい、日本の生活に早く慣れたいと考えている外国出身の方がいましたら、ぜひ声を掛けてください。

また、ボランティア講師として講座のお手伝いをしてみたい方も、ぜひご連絡ください。

▼**日時**　5月16日～7月18日の水曜日（全10回）午後7時30分～9時▼**会場**　国際交流研修センター▼**対象**　市内在住・在勤の外国人の方、又は市国際交流協会々員の方▼**受講料**　1000円

●日本語ボランティア講師のための勉強会（初・中級）

▼**日時**　5月9日（水）午後7時～9時▼**会場**　国際交流研修センター▼**対象**　日本語ボランティア講師をしてみたい方、又は興味のある方※初級・中級同時受付も可▼**受講料**　無料▼**申込方法**　講座及び勉強会ともに5月7日（月）までに、電話又は窓口で申し込む

●会員募集！

国際交流協会では、随時会員を募集しています。興味がある方は、ぜひお問い合わせください。

▼**申込・問合先**　市役所くらしの支援課内「市国際交流協会事務局」内線132

裁判員制度広報映画上映会「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」

裁判所では、「裁判員制度」について理解を深めていただくため、映画の上映会を行います。

映画では、1人の営業マン（出演・村上弘明）が裁判員に選ばれるまでの過程や、選ばれた後の放火事件を審理する様子などをドラマ作品として描いています。ぜひご来場ください。

▼**日時**　5月26日（土）午後2時～3時40分※午後1時30分開場▼**会場**　取手市立福祉会館　取手市東1―1―5▼**内容**　映画上映後、簡単な裁判員制度の説明をし、質疑応答を行う▼**定員**　150人程度※当日先着順▼**問合先**　水戸地方裁判所総務課　☎0029―224―8412

暮らしのコーナー

チェーンメールを止めよう!!

「このメールを受け取ったら、○日以内に○人以上の人に転送しないとあなたは不幸になる」「殺す」といった悪質な「**チェーンメール**」が、中・高校生など若者の間で横行しています。

これらは「だれに回ってだれが止めたか分かるシステムになっている」「複数に送信しないと高額な通信料金を請求する」などと書かれており恐怖心をあおるものとなっていますが、まったく根拠のないいたずらです。

軽はずみな転送は、でたらめな情報を不特定多数の人にまで拡げて、あなたの周囲からの信頼を傷つけることにもなります。

また、チェーンメールの中には単なるいたずら目的でなく「不当請求詐欺」や「出会い系サイト」のアドレスを含むものが多数見られます。サイトの利用・登録などは思いがけない料金を請求される恐れがあるため、**不用意にクリックしない**ようにしましょう。

こういったメールを受け取ったときは**絶対に転送せずに削除**し、あなたのところで止めましょう。

●**相談先**　市消費生活センター　☎45-2327
毎週 月～金　9:00 ～ 12:00
13:00 ～ 16:00　市役所経済課内

募集

ボランティア ホストファミリー

6月に、姉妹都市アメリカ合衆国グリーリー市から高校生10名と引率者2名が、守谷市を訪れます。

市では、グリーリー市の方々を迎え入れてくださるホストファミリーを募集します。遠い国の友達と、交流を深めてみませんか？

▼ホームステイ期間（予定） 6月19日（火）～24日（日）**▼対象** 集合場所などへの送迎及び全日程受入れが可能な方12家庭※多数の場合、グリーリー市側の要望に沿った家庭を優先**▼申込方法** 5月10日（木）までに、電話又は窓口で申し込む**▼申込・問合先** 市役所くらしの支援課活動支援G 内線132

ハーモニーフライト いばらき2007団員

▼応募資格 4月1日現在で30歳以上61歳未満であり、5年以上県内に居住している女性**▼研修先** ノルウェー、ドイツ（予定）**▼内容** 男女共同参画に関する視察／環境・福祉・教育に関する視察／宿泊研修（ホームステイ等）・親善交流会**▼派遣期間** 10月24日（水）～11月1日（木）予定※このほか、3回の事前研修と1回の事後研修（各1泊2日）を予定**▼参加費** 26万円程度**▼応募方法** 指定されたテーマについてのレポート（1000～1200字）・申込書（くらしの支援課に用意）など関係書類を、5月16日（水）までに市役所くらしの支援課へ提出**▼問合先** 県女性青少年課 ☎029-301-2178

第21回市内行政施設見学会開催！

皆さんの生活に関連の深い行政施設などをより一層知っていただくため、バスによる見学会を開催します。この機会に、ぜひ見学してみませんか？

▶期日　5月23日（水）
▶集合　市役所正面玄関前駐車場　午前8時50分
▶対象　市内在住・在勤の成人　23名
※託児あり。希望者は申込時に予約
※超過の場合、5月15日（火）午後1時30分～市役所3階庁議室で抽選会を実施
▶費用　無料　※昼食代は自己負担
▶申込方法　5月10日（木）までに、電話又は窓口で申し込む
▶申込・問合先　市役所秘書課秘書・広報G 内線322・323

見学コース

9：00～	市役所出発
9：10～10：00	上下水道事務所
10：10～10：40	守谷駅前広場
10：50～11：40	守谷消防署
11：55～12：50	昼食（市役所内食堂）
13：00～13：30	いきいきプラザ・げんき館
13：40～14：20	もりや学びの里
14：30～15：50	常総環境センター
～16：00	市役所到着・解散

※都合により、見学施設・時間を変更する場合があります

取手医師会健康教室

腰部脊柱管狭窄症の治療

腰部脊柱管狭窄症は、脊髄の入れ物である背骨のトンネル内部に、年とともに余計な骨ができたりして管空が狭くなり、中の脊髄を圧迫し、座骨神経痛などを引き起こす病気です。

治療として、安静にするというのがあります。しかし、必ず良くなるという保証はなく、年とともに悪くなることもあり、足のひどい麻痺などでは手術を勧められることもあります。

また、「安静にしていると足腰の衰えが心配だ」といって、痛い足を引きずって歩こうとする方もいますが、これはお勧めできません。痛みの範囲内でできる限り歩くようにしましょう。無理に歩くと脊髄の血のめぐりは更に悪くなり、病状が悪化する可能性があります。

歩くと前かがみになることがありますが、無理に背筋を伸ばす必要はありません。脊柱管内の体積はむしろ広くなり、潰されていた脊髄が息を吹き返して歩きやすくなることが多いのです。自転車に乗る、リュックを背負って歩く、杖をつく、カートを押して歩くのも、同じ理由で良いです。ただ、物干しなど無理に背伸びをしたり、後ろに反る姿勢を長く続けるのはあまり良くありません。腹巻きやコルセット類は、必ず効くわけではありませんが、骨がもろく（骨粗しょう症）、腰痛が軽くなることもあるため、試す価値はあるでしょう。

日常で注意できる治療はこのようなもので、必ずしも病院に通院しなくても実行できます。通院治療では、けん引などのリハビリ、内服療法、ブロック注射などが行われます。内服薬は、抗炎症薬やプロスタグランジン剤などを組み合わせます。痛みの原因に作用する薬ですが副作用の関係もあり、外来通院が勧められます。ブロック注射は、入院し行われることが多いですが、うまくいけば手術をしないで治る場合もあります。

地域で安全・安心なまちづくりを目指して

●問合先　市役所くらしの支援課交通・防犯G　内線 134・135

★★★「飛び出し注意報」発令中 !! ★★★

～ピッカピカの新一年生を事故から守りましょう～

今月から、小学校に入学した新一年生が真新しいランドセルを背負い、通学している姿が見られます。

小学生になると幼児期に比べて行動範囲がずっと広くなります。学校の行き帰りや友達との遊びなど保護者なしで外出するようになり、この年齢層から急に交通事故に遭う確率が増えてきます。

●保護者の方へのお願い　～大切なお子さんを交通事故から守るために～

- 通学路や自宅付近をお子さんと一緒に歩き、「どこが危険か」「どんな場面が危険か」「どんな注意が必要か」を一緒に考え、その場で具体的に教えてあげましょう。
  特に、事故の多くが横断中であることから、飛び出しや通過した車の直後の横断などをしないように繰り返し教えてあげましょう。
- 遊び・買い物・友人宅訪問などのときに、交通事故が多く発生しています。お子さんが出かけるときは「車に気を付けてね」と一声かけてあげましょう。

●ドライバーの方へのお願い

- 子どもは、車の接近などに気を配るといった行動は不可能に近いということを理解し、ドライバー側が常に子どもの行動に注意しましょう。
- 登下校時などの時間帯、学校付近は特に注意して通行しましょう。

子どもと高齢者の交通事故防止

――― 春の全国交通安全運動　５月１１日(金)～２０日(日) ―――

運動の重点　●飲酒運転の根絶　●自転車の安全利用の促進
●後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

防犯 あなたのキャッシュカードが狙われています

～偽造・盗難キャッシュカードの被害に遭わないための注意点～

【暗証番号管理】

- 警察官や銀行員が暗証番号を聞くことはありません。他人には絶対教えず、ロッカーなどの番号にカードの暗証番号を使用しないようにしましょう。
- 暗証番号をカードに記載したり、暗証番号のメモをカードと一緒に保管又は携行しないようにしましょう。
- 生年月日・電話番号・車のナンバーなど他人に推測されやすい番号を、暗証番号に使用しないようにしましょう。
- ＡＴＭの操作中、周囲に不審者がいないか確認し、覗き見されないよう十分注意しましょう。

【カード管理】

- 紛失していないかこまめに確認し、机の中やタンスの中などに放置しないようにしましょう。
- 他人に安易に渡さないようにしましょう。
- 不用意に多くのカードを保有しないようにしましょう。

【カードが無いことに気づいたら…】

- すぐに金融機関及び最寄の警察署に届け出てください。空き巣や車上狙いの被害に遭った場合で、カードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があるので、念のため金融機関に届けてください。

守谷市の交通事故発生状況（３月）　件数　23 件　死者数　0人　負傷者数　37 人

2007年4月25日発行　広報もりやおしらせ版　ホームページアドレス　http://www.city.moriya.ibaraki.jp/
発行者／守谷市長　会田真一　編集／守谷市役所総務部秘書課
〒302－0198　茨城県守谷市大柏950－1　☎0297－45－1111（代表）
※この広報紙は、再生紙を使用しています

5月 MAY

1 火		
2 水		
3 木	※憲法記念日	
4 金	※みどりの日	
5 土	※こどもの日	
6 日	春の渡り鳥観察会（8：30 市役所駐車場集合） ハローライブラリー！（14：00 ～　中央図書館）	
7 月	粗大ごみ戸別収集申込期間（～ 11 日）	図書館休館日
8 火		
9 水		粗大ごみ戸別収集日
10 木		紙・布類収集日
11 金		
12 土	講演会「わたしの描く子どもたち」（14：00 ～　中央図書館） いきいきフェスタ in GO! 集（10:00～　郷州公民館）	守谷親子読書の日
13 日	市民グラウンドゴルフ大会（9：00 ～　常総運動公園）	
14 月		図書館休館日
15 火	狂犬病の集合予防注射（～ 17・20 日）	
16 水		
17 木		空き缶・ビン収集日
18 金		
19 土	郷州公民館ふれあいまつり（～ 20 日）	
20 日	ビデオ撮影講座（10：00 ～　常総地方広域市町村圏事務組合）	
21 月	粗大ごみ戸別収集申込期間（～ 25 日）	各公民館・図書館休館日
22 火		
23 水	市内行政施設見学会（9：00 ～　市内） 図書館蔵書点検による休館期間（～ 31 日）	粗大ごみ戸別収集日
24 木		紙・布類収集日
25 金		
26 土		
27 日		
28 月		
29 火		
30 水		
31 木	元気わくわくスポーツ大会（9：30 ～　常総運動公園）	空き缶・ビン収集日

※毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁(8:30～12:15・13:00～17:15)しています
※中央図書館の木曜日の開館時間は 13:00～18:00 です

5月の各種相談

法律相談	15 日 9：00 ～ 12：00	市役所	8 日 9：00 から要予約 ☎ 45-1249
行政相談	25 日 13：00 ～ 16：00	市役所	－
教育相談	水・金曜日 9：00 ～ 16：30	市役所	☎ 0120-783018
こころの健康相談	17 日 13：30 ～ 15：30	保健センター	1 週間前までに要予約 ☎ 48-6000
家庭児童相談	月～金曜日 8：30 ～ 17：00	家庭児童相談室（市役所内）	☎ 45-2314
心配ごと相談	14：00 ～ 16：00 ●ふくし　7 日 ●年金・労務　14 日	いきいきプラザ・げんき館（社会福祉協議会）	要予約 ☎ 45-0088
電話相談	金曜日 10：00 ～ 15：00	いきいきプラザ・げんき館（社会福祉協議会）	☎ 48-5555
消費生活相談	月～金曜日 9：00 ～ 16：00	消費生活センター（市役所内）	☎ 45-2327 12：00 ～ 13：00 は除く
生活機能相談	月・火・木・金曜日 10：00 ～ 17：00	市役所介護福祉課	要予約 ☎ 45-1111 内線 172 ～ 176

※法律相談は、同一事案の相談は受け付けていません

機　関　名	電話番号	ファックス番号
市役所（代表）	45-1111	—
秘書課	45-2240	45-6529
企画課	45-2309	
総務課	45-1883	45-2590
財政課	45-1795	
税務課	45-1564	
収納推進室	—	
総合窓口課	—	45-6525
国保年金課	—	
くらしの支援課	—	45-6526
会計課	—	
経済課	45-2096	45-5703
消費生活センター	45-2327	
農業委員会	—	
学校教育課	45-2195	
生涯学習課	45-2174	
指導室	45-2184	
社会福祉課	45-1691	45-6527
介護福祉課	45-1744	
児童福祉課	45-1679	
家庭児童相談室	45-2314	
生活環境課	45-5339	
都市計画課	45-1963	45-2804
建設課	45-2094	
議会事務局	—	45-6528
仲町行政サービスセンター	48-1133	20-6201
上下水道事務所	48-1842	48-6087
守谷駅周辺区画整理事務所	20-0255	48-6680
保健センター	48-6000	48-6319
中央図書館	45-1000	45-7500
中央公民館（仮予約☎ 48-6732）	48-6731	45-8003
郷州公民館（仮予約☎ 48-6724）	48-6711	46-0310
高野公民館（仮予約☎ 45-5419）	45-5411	20-6311
北守谷公民館（仮予約☎ 48-2606）	47-0111	47-0112
文化会館	48-7911	20-6017
もりや学びの里	48-0525	45-0625
国際交流研修センター	48-2255	48-2255
市民活動支援センター	46-3370	46-3370
テニスコート受付	45-0271	—
学校給食センター	48-0253	48-5388
子育て支援センター	45-2462	—
土塔中央保育所	48-1876	48-8799
北園保育所	48-4897	48-8794
児童館	45-2278	45-4062
もりやファミリー・サポート・センター	45-2432	45-2432
障害者福祉センター	45-9801	45-9802
こども療育教室	47-0220	
いきいきプラザ・げんき館	45-2940	48-5554
社会福祉協議会	45-0088	
(社)シルバー人材センター	48-8591	48-8965
守谷地区交番	48-0032	—
久保ケ丘交番	48-1837	—
南守谷交番	45-9105	—
守谷消防署	46-0119	48-1981
守谷消防署南守谷出張所	20-0119	—
常総運動公園	48-5675	45-7365
白寿荘	48-3217	48-2503